

○議長（中本正人君）順番10、7番 高本君。

〔7番（高本勝次君）登壇〕

○7番（高本勝次君）それでは、通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

大きな項目二点ございます。

まず一点目に、介護保険制度と地域ふれあいサロンについてでございます。

介護保険制度が始まって15年になります。全国的には要介護の認定者は約600万人、利用者は約500万人を超えています。本市の認定者数は、平成26年度で要支援が1,219人で、要介護は3,151人です。合わせて4,370人で、認定率は23.2%でございます。今年10月からスタートする介護予防・日常生活支援総合事業についてお聞きしたいと思います。

まず一点目に、要支援者向け介護サービスを充実させることは、介護の重度化を防ぐために大切な事業だと思いますが、いかがでございますか。

二点目に、10月スタートまで、あと7カ月しかございません。総合事業を実施するために必要なサービスを質・量ともに供給できる事業者を十分に確保できていますでしょうか、お聞きします。

三点目ですが、現在、訪問介護事業所は29事業所、通所介護事業所は26事業所があります。総合事業へ移行することによって、単価が下がり事業者の収益が減収になることはないでしょうか。減収になれば、事業者の撤退が進むおそれがあります。ヘルパーの確保も難しくなってきました。どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

四点目に、必要に応じて介護サービスを受けることは、憲法に照らし合わせても健康で

生きていく上での権利でございます。介護申請時、本人の意向を尊重し、一方的にチェックリストによる自立判定をしないかどうかをお聞きしたいと思います。

五点目ですが、介護予防にも役立つ高齢者の社会参加の活動についてお聞きします。地域ふれあいサロンは高齢者のコミュニティに大変役立っています。見守り、安否確認等の声かけにつながっていきます。現在、市内に45箇所あります。平成26年度では、1,595人の利用者でございました。地域ふれあいサロンを今後とも積極的に進めるために、現状の補助金ではあまりにも少ないと思いますが、いかがでございますか。

大きな項目二点目ですが、コミュニティバスと市民病院送迎バスについてお聞きします。

橋本市の65歳以上の高齢者は、昨年10月末、1万8,636人で、高齢化率は28.2%です。今後ますます高齢化が進み、自家用車を手放さざるを得ない高齢者がこれから増えてきます。コミュニティバスの役割の重要性がますます高まっています。

そこで、以下の質問を行います。

まず一点目に、新交通体系案が橋本市生活交通ネットワーク協議会に示されまして、現在、意見集約を協議中ではありますが、幾つか質問をいたします。

9月議会でも、市長が、できるだけ走りやすいようなコミュニティバスが、市民にとって便利な運行経路になるよう努力してまいりますと答弁されております。市民の願いもそうであります。デマンド交通の導入で、交通体系がどのように変わるかお聞きしたいと思います。

います。

二点目ですが、市民の公共交通をどう守っていくか問われている大事な問題でございます。当局のコミュニティバスの担当課で新交通体系案がつくられ、市民の要望にどう応えていくか大変苦労されていることは十分よくわかっています。でも、市民の意見が反映されるように、慎重審議をお願いしたいと思います。特に、デマンド交通を大幅に取り入れる地区では、市民への説明会を必ず実施していただきたいと思いますが、いかがでございますか。

最後に、三点目ですが、市民病院送迎バスについてお聞きします。ますます高齢化が進み、2025年問題があり、後期高齢者が一気にこれから増えてまいります。コミュニティバスも含めて市民病院送迎バスも運行経路の見直しが将来迫られてきます。市民病院と地域医療との協同関係をつくりながら、送迎バスの将来の運行経路についてもこれから考えていくべきと思いますが、いかがでございますか。

以上、壇上での質問をこれで終わらせていただきます。どうぞよろしくご回答お願いいたします。

○議長（中本正人君）7番 高本君の質問項目1、介護保険制度と地域ふれあいサロンに対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長（石橋章弘君）一点目の要支援者向け介護サービスの充実が、介護の重度化を防ぐために大切な事業ではないかということについてお答えします。

要支援認定者は、介護は必要ないものの生活の一部に支援が必要な状態であり、介護予防サービスを状況に適応した利用にすれば心身機能の改善が見込まれる状態の方です。こ

ういった方々に対し、介護の重度化を防ぐためには、介護サービスの充実を図ることは大切であると考えていますが、一方で、現状の介護サービスが本人のできる部分までカバーし過ぎる傾向が見られ、結果として、介護保険制度の基本理念である自立支援に反することになりかねません。

また、介護サービスの充実以外にも、要支援状態になっても、現在の状況を維持・改善し、要介護状態にならないための支援方法の充実がますます大切となります。そのため、今年10月よりスタートする介護予防・日常生活支援総合事業では、要支援状態の高齢者から元気な高齢者まで幅広く介護予防をめざす視点を持って、介護予防生活支援サービス事業と一般介護予防事業に取り組んでまいります。

次に、二点目の総合事業を実施するために必要なサービスを質・量ともに提供できる事業所を十分確保できているかについてお答えします。

介護予防・日常生活支援総合事業として、本市は10月開始時には、まず現行のサービスを移行します。このサービスは、現行の介護予防訪問介護事業所、介護予防通所介護事業所が行うものであり、平成27年4月以前にサービスを実施している事業所は、みなし指定事業所として、サービスを提供することができます。そのため、質・量ともに現行どおり確保できるものと考えています。さらに事業開始後には、設備や人員等の基準を緩和したサービスや住民主体による支援、短期集中予防サービスなど多様なサービスを段階的に充実させていく必要があります。これらのサービス提供者の確保にも取り組んでまいります。

次に、三点目の総合事業に移行することによって単価が下がり、事業者の減収、撤退が進み、ヘルパーの確保も難しくなるのではな

いかということについてお答えします。

サービス単価については、地域支援事業実施要綱の中に、現行相当のサービスは国が定める介護予防訪問介護等の単価を上限として定めること、また、緩和した基準によるサービスは現行相当のサービスの単価を下回る額で設定することとされています。本市は、総合事業開始当初は、現行相当のサービスに移行し、単価も国が示した現行の単価に準じますので事業者にとっては特に変化はないと思われま。しかし、その後には充実させていく多様なサービスでは、国の示すとおり現行の単価よりも下げる必要があります。この減収によって事業者が撤退するかどうかは計りかねますが、むしろ、介護保険サービス事業者は要介護状態の方に対するサービスを安定的に提供できることが重要であると考えます。

平成26年度の保険給付決定状況では、訪問介護全体に占める予防給付は約9.5%、通所介護全体に占める予防給付は約8.7%となっており、事業者にとっては、要支援認定者へのサービスよりも要介護者へのサービスが圧倒的に多くを占めています。年々、要介護認定者が増える一方、市内の事業所でも既に介護人材が不足するという現状です。本来、専門資格を持つ介護職員は、資格を必要とする介護サービスに従事する必要があります。今回、国が示した緩和基準によるサービスにおいては、一定の研修を受けた者であれば、資格がなくても雇用されサービス提供が行えることとなりました。人材不足の中、簡単な家事支援等については、そのような人材をうまく活用し、要支援状態の方から重度の要介護状態の方までバランスよくサービスが提供できる人員体制になることが、サービス事業所の維持には有効ではないかと考えています。

次に、四点目の介護申請時に本人の意向を尊重し、一方的にチェックリストによる自立

判定をしないかということについてお答えします。

基本チェックリストによる判定については、総合事業に移行する訪問型サービスと通所型サービスのみの利用を必要とする方に対して行うものであり、その他の介護予防サービスの利用を必要とする方は、全て要介護認定申請を行うこととなります。また、基本チェックリストによる判定ではなく、要介護認定申請を希望された場合も、本人の意向を尊重して申請をしていただくことができます。国のガイドラインでは、基本チェックリストの実施は専門職でなくてもよいとされていますが、本市では、地域包括支援センターの保健師、介護支援専門員等の専門職が本人の状態を丁寧に聞き取り確認しながら行いますので、一方的な判定にはなりません。

次に、五点目の地域ふれあいサロンに対する財政支援についてお答えします。

地域ふれあいサロンの活動は、高齢者の居場所としてはもちろん、そこに集まる方の見守りや安否確認などさまざまな面で効果が現れています。また、ふれあいサロンに集まる方からは、開催を楽しみにしているといった声も多く伺っています。サロンに対する本市の支援については、これまでも講師の派遣やレクリエーションの指導を行うなどさまざまな面で協力を行ってきました。これからもサロンの発展に向けてホームページなどによる紹介等、支援の充実に取り組んでいきます。

また、財政支援については、他市に比べて補助金が少ないとは言えないことや、サロン以外にも講師の派遣のみで地域で自主的に活動されているところも多く存在することなどから、今後は費用対効果を十分見極めていきたいと考えています。

○議長（中本正人君）7番 高本君、再質問ありますか。

7番 高本君。

○7番（高本勝次君）それではお聞きいたします。

「橋本さわやか長寿プラン21」の冊子で報告されていますが、その内容のアンケート調査がそこに書かれておりますので、それに基づいて幾つか質問したいと思います。

まず初めに、認知症対応型通所介護が少ないということで、介護保険サービス事業所とケアマネジャーからの意見があります。これについてどう対応していくかを、まずお聞きしたいと思います。

そしてまた、平成26年3月現在、認知症の人の介護申請は2,318人です。初期の認知症の人は介護度も低いため、ケアマネジャーとして支援がしづらいという問題もアンケートに書かれておりました。認知症の判定については認定調査と医師判定が違う場合があるとのことで、そういった場合はケアマネジャーの意見を尊重していただきたいと思いますが、その二点について、まず初めにお聞きします。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）今おたがしの件でございますが、まず、認知症に関する通所事業所の件でございますけれども、これにつきましては、行政といたしましてはそういう事業展開をされる事業者働きかけていくというふうなところで取り組んでいきたいと考えております。

それと、判定の部分につきましてはそれぞれ専門職の分野になりまして、行政としてどこまで入り込んでいけるのかなという部分はございます。今後、それはちょっと一つの課題として取り組んでいきたいと思っております。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）医師判定と、さっき言いました違う場合ね、ケアマネジャーと。そういう場合は、直接ご覧になっていますケア

マネジャーのご意見で判断されるように進めていくんですか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）おたがしの件は、要介護認定度の判断ということによろしいですか。介護保険の制度と申しますのは、申請がございまして、医師の意見書、それから、介護認定の調査員の調査、それを経て、広域組合で審査会がございまして。その意見を聞いて保険者が認定するという一連の手順がございまして、ケアマネジャーが判断するというべきものではございません。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）それともう一つ、次の質問をいたします。

私は地域を訪問したときによく聞くんですが、高齢者から特によく聞きます。実は、見守り、安否確認等の声かけ、これが具体的に、何とか行政でしていただけないかという要望をすごくよく聞きます。近所の方といっても、なかなか農作業や出かけているところが多い。そんな事情で、地域のボランティア任せでは難しいというのが現状です。行政の側から何とかその対応をお願いしたいというのが、地域から出されている要望を、私、聞いております。その辺でどういうふうな対応をしようかという点も一点聞きたいのですが、それともう一点、ごみ出しに困っているということもよく聞きます。要支援認定者も同じですが、ごみ福祉収集制度について、現在市で制度があるんですが、これについて条件を緩和してあげなかったら、なかなかここへのごみ収集が難しいように思いますので、ごみ福祉収集の制度について、ちょっと条件の緩和を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）まず、見守り

の関係でございます。これは、制度としては、見守り隊というふうな制度がございます。それに加えて、地域の民生委員の方々への協力依頼でありますとか、あるいは、そういう見守り機能といたしましては、議員おただしの中のサロン等がその一つの機能を果たしているというふうに考えております。

さらに申しますと、今後、地域包括ケアシステムというふうな構築に向けて取り組んでいくときに、一番重要となるのは地域の人と人とのつながり、支え合いの社会、地域というふうなことをめざしていくわけでございます。その中で、いわゆる見守り機能も持たせていきたいというふうに考えてございます。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）そしたら、もう一点お聞きします。

ひとり暮らしの高齢者、そういった中で、老老介護、そういった世帯や、外出や家事全般が困難な高齢者がますます増えてきております。そういった中で、送迎外出支援のサービスを要望する声をあちこちでたくさん聞いております。有償サービスというのがありますが、具体的に支援策というのが行政として要るように思うんですが、何か考えはございますでしょうか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）今、おただしの中で、「橋本さわやか長寿プラン21」、この中でも、いわゆる外出支援、移動支援等々が非常にこれから求められてくるというふうな位置付けをしております。その中で、議員おただしの福祉有償運送、いわゆるボランティア団体の方々による福祉有償運送を一つ支援していくという取り組み、研修等を実施して支援していくという取り組みを現在行っております。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）今の回答でわかるんですが、本当に低額で有償、事業者がやっておりますが、本当にほとんどボランティアの状態、中身はね。それで、今後ますますそういう有償運送の事業はこれから増やしていかなくてはならないと思います。その辺で、財政的な支援、どうしてもこれから増えてくるように思いますので、そうでなかったら、私、知人の方も有償事業の運送をやっておられますが、本当にもうただ同然のことでやっておられる。まるっきしもうボランティアの状態です。何とかそこへの、これからますます増えるかと思しますので、財政的な援助というか、そういうのはちょっと検討するのは難しいでしょうかね。お聞きします。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）福祉有償運送の事業につきましても、いわゆる公共運送、普通のタクシー業者等々の業界がございまして。それとの兼ね合いもございまして、直接的に運送に対して補助を出していくという予定は、現時点ございません。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）今答弁がありました。今後、今のような状態を続けることはちょっとどうも困った問題だと思いますので、今後ますますこの問題についても解決していかないといけないと思いますので、何とか検討していただく課題に入れていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いたします。

それと、次に、多様な生活支援サービスを利用できる地域づくりが重要であります。しかし、住民主体の支援の名のもとで、地域の高齢者を支えるボランティア、また、NPO、民生委員や自治会、社会福祉協議会などに、要支援サービスを、言い過ぎかも知れませんが、肩がわりさせるようなやり方になっては困ると思いますので、その辺で、これ

もまた財政の問題にかかわりますが、財政的な支援というのはどうしても行政からなければ、継続したそういう支援サービスができないと思いますので、そういった地域のそれぞれの団体に、財政的な支援、連携、協力関係をつくっていくという意味では、どのように考えておられるかをお聞きしたいと思います。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）今回の介護保険法の改正によりまして、今議員おただしのような多様なサービスを活用できる制度と変わってきました。この基本的な考え方は、これから少子高齢化が進行していくというところで、介護保険制度の財政的にはこのままでは立ち行かなくなるかもしれない、あるいは、介護人材の不足等もあるということで、各地域で多様な担い手、いわゆる、社会資源と申しますか、そういうふうな事業者をほり起こしていくというふうな考え方がございます。

現時点は、議会でも報告等々、質問もいただいておりますが、地域コーディネーターを設置しまして、これは社会福祉協議会に平成28年度、設置するわけですけれども、地域コーディネーターが地域に入っていくと、地域でどのようなニーズがあるのか、あるいは、多様な担い手となり得る社会資本が、どのような事業者がいらっしゃるのかを、まず調査把握いたしまして、サービスとニーズのマッチングをしていくということで、財政的な面からいきますと、直接的な補助、活動に対しての補助という前段で、そういう体制づくりをしていくということで、まず取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）どうも今までも幾つか質問をしましたが、財政的なことには、聞いている感じではほぼノータッチで、地域にお任せ、地域の方で何とかしてほしいという、

地域のそういうグループの人たちの資源、その活用ということで、何となしに聞いておりましたら、行政の側の働きかけ、援助というのがないように私は聞こえました。そうでなくて、本当に一緒になって地域のそういうグループの人たちも含めて、本当に行政の側から一緒にやりましょうと、財政的にも少し援助しましょうという、そういう姿勢がなかったら、とてもやないが、私、ある地域の方に聞きましたけども、地域で任されたら、そんなとても私らようやらんとおっしゃっています。

だから、そんな形で、ある意味、今、答弁のような説明をしますと、もう地域はお任せ、何とかしてください、自分らで相談してくださいという、きつい言い方ですけども、そういうふうには聞こえます。そうでなくて、本当に何とかしていかなかったら、ボランティア、ボランティアといっても、そんなんでいつまでも続くもんじゃございません。やっぱり、拘束されるわけですから、だから、そういう意味では本当に真剣に考えていただきたい、財政のことについて本当に考えていただきたいと思います。

それと、ほんなら、次にちょっと質問いたします。

地域ふれあいサロンの件でお聞きしますが、ふれあいサロンを継続していくためには、なかなかこのサロンを、幾つか私、聞きましたが、中心になってもらえる人材が本当にいない、困っている。というのは、結局、スタッフ自身も高齢化になっている。持続させていくために本当に苦労されているサロンも少なくありません。その辺で、行政の側から、そういった悩んでいるふれあいサロンのところにどんなふうな働きかけを、話を聞くだけでは解決できませんのやけども、具体的にどう相談にのってってもらえるんか。すごく

困っています。お聞きしたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）まず、すいません。ふれあいサロンに入る前に、その前の質問にちょっと誤解のないようにお答えしたいんですけども、私が説明差し上げたのは、いわゆる地域に入っていった話は、アプローチの手順でございまして、実際、そういうふうな事業者が出てきますと、介護保険の枠内で介護報酬でありますとか、委託料でありますとか、有償ボランティアであるとか、そういうふうな一定の支出はあるということでご理解ください。

次に、ふれあいサロンの関係でございまして。私どももそういうふうないろんな機能があるということは十分認識してございまして、推進していきたいというふうに考えております。まさに答弁の中でも申し上げましたとおり、いろんな講師の派遣でありますとか、運営のノウハウの提供でありますとか、いろんなご相談にもお乗りしてきましたし、今後も相談に来ていただければ、かえって私どもとしてはありがたいということで、いろんな形で支援はしていきたいなと思っております。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）もう一点、財政的なことばかり申し上げますが、地域ふれあいサロンの施設の設備が、高齢者対応にするためには本当に、これ、お金もかかります。結局のところ、高齢者対応の設備にしていくために、バリアフリー、いろいろありますが、そういったところにも相談ありましたら、どうされるのでしょうか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）実際、ふれあいサロンにつきましては、地域の公民館でありますとか、集会所、あるいは、個人のお宅

等々もご利用されているという部分がございます。大きな改修工事等々の補助金は、まずはちょっと考えられないという現状ではございます。ただ、もっと補助金をというお話ではございますが、冒頭、先ほど、私、申し上げたとおり、ふれあいサロンについては、進めていきたい、推進していきたいというスタンスは持っております。

したがいまして、補助金のあり方の見直しは、現在ちょっと検討しております。当然、厚くしていくというのは、ちょっとご存じの財政状況のもとでは難しいんですけども、そういう立ち上げ時に補助金を出すでありますとか、あるいは、補助対象をどうするでありますとか、あるいは、期間はどうするでありますとか、もろもろの補助金のあり方、補助金の支出の仕方等々について効果が出るような、いわゆる答弁申し上げました費用対効果等々も十分考えて、見直しは行っていきたいというふうに考えております。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）そしたら、この件、もう一つ、お聞きします。

介護予防日常生活支援総合事業では、先ほども答弁ありましたが、講習を受けた無資格の人が要支援認定者宅を訪問する。そこで、掃除、洗濯、調理を行うということができるようになるわけでございますが、問題なのは、軽度の認知の場合でも次第に状況が進行していく場合が、知らず知らずあるかと思えます。そんなとき、その方のおうちで、どんなことが起こるかわかりません。講習を受けただけで責任ある症状判断ができるとは、難しい問題ではないかと私は思います。

だから、私の意見ですが、あくまでも有資格者でもって何とか対応していかなかったら、事業所に責任が問われるようなことになりかねないと思いますが、もうその辺で、10月か

ら総合事業に移行することになります。これまでどおりの、先ほど、要介護は有資格者、それ以外は、今言ったような無資格の人ということになるかと思いますが、何とか有資格者で介護サービスをしていかなかったら、問題が起こったときに、また、症状判断なんかは難しいのではないかと思うんですが、その辺はどうされるのでしょうか。本当に、これ、実際、問題が起こってしまったら、大変なことになると私は思います。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）まず、基本的に制度として、このサービスを受けるためには、今回は要支援認定の方々の通所介護、訪問介護のみについてはチェックリストという、うちで申します、地域包括支援センターの職員が状況を判断して、まず、その状況を判断して、サービス提供を行うということ。次に、議員ご懸念の要介護者、あるいは、一部のサービスを受ける要支援者につきましては、私、説明しましたとおり、医師の意見書、調査員の調査、それから、審査会を経まして、要介護度の認定を行う。その認定の度合いに応じて介護サービスが提供されるという制度でございます。

したがいまして、今回、一定の研修を受けた方々が行う介護サービスと申しますのは、簡単な家事であるとか、あるいは、ごみ出しかもしれません。そのような簡単なものであるというふうに位置付けられております。したがいまして、もし、そういうふうな認知症が進んだということは、要介護認定が変更になるべき場合ということであろうかなというふうに考えます。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）そしたら、介護問題でもう一点、最後にお聞きします。

政府の社会保障審議会で、介護保険制度の

見直しの議論が今、行われております。要介護1、2を介護保険から外して、原則自己負担の提案が今されております。掃除や洗濯、調理の生活援助サービス、また、福祉用具の貸与、手すりの取り付けなどといった住宅改修などが自己負担というわけで、オーバーかもわかりませんが、金の切れ目が介護の切れ目となりかねません。

全国の市町村の市長会でも、重度化を防いでいる軽度者の支援をやめるのは本末転倒と、政府がこういう方針を打ち出したときに反対しております。本市では、年金が月6万5,800円、仮定して、そういった人たちへの介護保険料の年額は3万8,200円です。年金から介護保険料を差し引いたら、残るのは月6万2,650円、介護保険料のほかに病院の支払いなど、その生活は生活保護に近いような状況でございます。その上に、要介護1、2を介護保険から外すなんて、とんでもないと思います。全額負担ということになれば、利用料が250円の場合は2,500円ということになります。

そこで、市長にお聞きします。

年金が月6万5,800円、こんな生活、どんな状態と感じておられるか、ちょっとご意見をお聞きしたいことであります。

それと、これまで消費税を何度も増税してきましたが、さっぱり社会保障に使われている様子はありません。年金は減るし、消費税はどんどん上がっていく。社会保障の予算がばっさり国としては削られていくばかりでございます。予算が増えているのは5兆円もの軍事費ばかりでございます。全国の市長会が先ほど言ったような意見を出しておりますので、自治体の長として市長から、政府の責任で介護保険制度を守るよという意見を、ぜひとも発信していただきたい。そういう意味で、いかがでございましょうか。

○議長（中本正人君）市長。



〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）高本議員の質問にお答えをします。

年金で6万8,500円の生活というお話もあったんですけど、ちょっといろんなことを一緒に話しされたんで、もう簡潔に答えさせていただきます。

要介護1、2の市町村移管は反対します。そういうのをうちでやれるわけがない。このことについては、昨日も同僚議員のほうから説明があったと思うんですけども、これについては、橋本市としても、市長会も反対をしておりますので、明確に反対の立場をとっていきたいというふうに思っています。残念ながら、橋本市で要支援1、2と同じような形でできるということは考えられませんので、これについては私どもとしても国会議員等に働きかけをしてまいりたいと思っておりますし、また、厚生労働省のほうで決まっておりますので、ただ、こういう議論をするということですので、市長会でも反対を上げておりますし、橋本市としてもそういう働きかけはやってまいります。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）そしたら、一つ目の質問、これで終わらせていただきます。

○議長（中本正人君）次に、質問項目2、コミュニティバスと市民病院送迎バスに対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（吉本孝久君）登壇〕

○総務部長（吉本孝久君）一点目のデマンド交通の導入と新たな交通体系についてですが、本市のコミュニティバスは、既存路線バスとの競合区間の解消と継続的で持続可能な公共交通体系の構築をめざし、平成29年4月をめどに、コミュニティバスの運行ルート、ダイヤ見直しと、小型車両を活用したデマンド交

通の導入を計画しています。

現在のコミュニティバスは、各ルート1運行当たり約90分を要するなど、決して利用しやすい状況にあるとは言えません。そのため、先に実施した市民アンケート乗降調査結果を参考に、既存の公共交通機関との連携と役割分担を図りつつ、コミュニティバスの利便性の向上をめざし、運行経路の縮小を図る見直しを行います。

また、今までコミュニティバスが運行されていた地域で、今回の縮小見直しにより運行地域でなくなる地域を対象に、小型車両を活用したデマンド交通へ変更していきたいと考えています。具体的な見直し内容については、先の橋本市生活交通ネットワーク協議会へ提案し、現在、見直し案についての意見集約を進めているところです。

次に、二点目の新たな交通体系の導入に伴う市民への説明についてですが、今回の見直しの実施にあたっては、今まで以上に市民の皆さまへの丁寧な説明が必要と考えます。特に、小型車両を活用したデマンド交通の導入地域は、事前の予約を伴うなど大きな変更となります。コミュニティバスの利用者の多くは高齢者であり、ルート、ダイヤ等の決定後は速やかに地域へ伺い、丁寧な説明を行ってまいります。

○議長（中本正人君）病院事務局長。

〔病院事務局長（豊岡 宏君）登壇〕

○病院事務局長（豊岡 宏君）続きまして、三点目の市民病院送迎バスの将来の運行経路の見直しについてお答えいたします。

平成26年9月議会及び平成27年9月議会におきまして、市民病院送迎バスに関し答弁いたしましたとおり、地域を支えるには地域の医師会や診療所の先生方と協力し合いながら、まずは、地域のかかりつけ医に受診していただき、その容態に応じて市民病院が紹介され、

回復すれば、また地域のかかりつけ医にその後の経過を見ていただくという一連の流れを構築し、それぞれの役割を分担した中で、地域医療を守っていくことが重要でございます。

市民病院送迎バスの運行ルートは、このような地域医療の事情を背景に考えられているため、当面、運行ルートの変更予定はございません。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（中本正人君）7番 高本君、再質問ありますか。

7番 高本君。

○7番（高本勝次君）初めに一点だけ、市長にお聞きいたします。

2年前の市長選挙で、デマンド交通を公約していただきました。そのときのデマンド交通というのは、市長が考えておられたのは、コミュニティバスの路線のないところに出すという交通機関の設定だと理解しておりました。今回のデマンド交通というのは、現在あるバス停のところを路線としてするところなんで、そういう意味では全く中身が違うように思います。そういう意味で、本当に今、私も聞きますが、あちこちに来ていないところ、そういうところにこれから来るのかなというふうなイメージを、市長の公約を聞いたときに、皆さん、思っておられる方が少なくありません。そういう意味で、今回こういう中身が違うんですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（中本正人君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）高本議員の質問にお答えをします。

あまり変わっていないのかなというふうに思っています。というのは、今、コミュニティバス路線の中でも週ゼロ人とか、週1人であるとかという路線があります。そういうと

ころのコミュニティバスをどうするのかという議論であるとか、そして、もちろん、コミュニティバスが走っていない地域をどうカバーしていくのかという問題もあります。

その中で、私どもとしてもいろいろ議論をした中で、まず、一点目に大事なことは、もう少し乗車時間を短くしていく必要があるであろうと。アンケート調査であったり、実態調査の中で、そういういろんな市民の皆さんからのお声もいただいておりますので、ちょうど29年度にルートの見直しというの、もう今年からやっていかなあかんということになります。

その中で、まず、いったん見直すのは、やはり週ゼロ人であるとか、週1人である、非常に利用が少ないというところに関しては、一点目として、デマンドをその地域、どこか、週3回であるとか、どこか場所を決めていただいて、最寄りの停留所まで、コミュニティバスの停留所まで来ていただくという考え方も、もともと走っていなかったところも、そういう形で予約制にして、コミュニティバスの停留所まで運んでいくようにするというふうなことも現在考えています。

ただ、全体的に、コミュニティデマンドを入れるということは非常にコストがかかります。億単位のお金が恐らくかかってきますし、今の現状、コミュニティバスとデマンドと路線バスをうまく活用していく。路線バスも生き残りをかけていただかなあきませんし、逆に、路線バスも今まで走っていなかったところで採算性のとれるところは、路線バスにも走ってほしいと。その部分から、コミュニティバスは除きますよといういろんな形の中で、今、考えています。

当初は、確かに、予約制で走らす方法も考えましたが、いろんな財源的な問題でありますとか、コミュニティバスをいかに活用す

るかという問題も考えた上で、先ほど部長が説明しました形に落ちつくほうが、住民の皆さん、市民の皆さんにとっても利便性が上がるのかなというふうに考えて、この形というのを説明させていただきました。

ただ、これはネットワーク協議会での了承というのが必要になってまいりますので、できるだけ市にとってもプラス、住民の皆さんにとってもプラスになるようなことを、ネットワーク協議会の中へ提案していきたいというふうに考えています。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）それともう一点、お聞きします。

小型のデマンド交通ということであれば、実際は中身はタクシーのように思いますが、出発と到着の時刻表、これからつくられていくと思うんです。デマンド交通に乗りながら、またコミュニティバスに乗りかえる。200円、200円で400円。今まで無料だった人たちが400円要るということになる。タクシーより安いといえば、まあ、確かに安いんですが、デマンド交通の出発と到着の時刻表をつくるときに、そのときに、現在のバス停を走るように今検討されているんですが、小型のデマンド交通、車ですから、比較的どこでもとめやすいということで、出発の時刻表、到着の時刻表をつくるときに、現在のバス停をとまることになっておりますが、途中で幾つかのバス停はつくれないこともないと思うんです。工夫しなくてははいけませんけどね。それによって検討していただいて、地元からの要望がありましたら、デマンド交通のバス停をプラスアルファつくっていくということを検討していただきたい。可能だと私は思いますので、それを含めて、協議会の中でよく審議していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）デマンド交通につきましては、最終の接続ポイントというのを設けます。今、デマンド交通にした区域のところにつきましては、どこを停留所にするのか、それから、接続ポイントはどこ、それから、1ルートで30分以内で運行するというふうな条件をつけていきたいと思いますので、それが、今の廃止したところで、30分以内にどこまで行けるかというのを、今後、実際に市のほうで走行してみて、ここまで30分以内で行けるなというふうな形で、デマンド交通に対応していきたいと考えています。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）私が事前に聞いていた話では、今あるコミュニティバスのバス停をとめる、それ以外をとめればコストもかかる、難しい問題かというふうに、私、ちょっと聞いておりましたんですが、そしたら、白紙の状態、今、部長がおっしゃったのは、どこにとめればいいのかということで検討するということが理解していいんですね。これから、それを決めていこうということでいいんですね。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）基本は、今の停留所を活用するというごさいます。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）さっきの答弁とちょっと違うようなニュアンスを感じるんですが、新たなバス停、可能な範囲で検討するということができるんですね。それだけちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中本正人君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）高本議員の質問にお答えをします。

デマンド交通で停留所をつくるわけではあ

りません。これを一つ。まず、地域の人に予約をしていただいて、その予約していただいた時間のところからスタートして、そして、コミュニティバスに、先ほど言いました30分以内のところのコミュニティバスのバス停に運んでいくと、持っていくということなんで、全てそういうところにとめるんじゃなくて、そこへ行くところを決めて、バス停というのを決めておいて、そこに予約していただいた住民の皆さんをタクシーによって、コミュニティバスの結節点のところに行ってもらおうというふうになっています。

料金については、まだ現在、調整中でありますので、今この場ではっきりしたことは申しませんが、現実的には、タクシーを利用して週3回程度になろうか、今調整中ですけども、そこから最寄りの停留所まで連れていってもらおうというイメージだということで、認識をしていただきたいと思います。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）私、聞いているのは、デマンド交通の場合は小型ですから、比較的どこでもとめやすいという条件がありますので、走るコースは今ある、現在あるところのバス停を走ると私は聞いています、走るコースは、斜めに行くんじゃなくて、走るコースは、今のバス停があるところをとめる。そのコースを走って、出発と到着が時間設定する

ということを知っているんですけども、走るときに、今のバス停のコースを走るということに聞いておりますので、そしたら、予約のないところになったら、すつと行けるわけですから、途中の地域から希望のあるバス停ね。それは仮定ですけども、そういうところの希望があったら、このバス停ということで設定するという事はできますかということを知っているんですが。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）今のところ、デマンド交通につきましては、細かい設定がまだ、ネットワーク協議会のほうで議論中といいますが、そういう形ですので、細かい点についてはまだ決まっていないのが実情でございます。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）わかりました。そしたら、協議会で、そういった要望も声もありますということで、検討の課題で協議していただくことを、ぜひ、約束していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（中本正人君）7番 高本君の一般質問は終わりました。

この際、2時30分まで休憩いたします。

（午後2時15分 休憩）